

松本市告示第428号

まつもと市民芸術館芸術監督制検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年10月28日

松本市長 臥雲 義尚

まつもと市民芸術館芸術監督制検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まつもと市民芸術館（以下「市民芸術館」という。）の芸術監督制に関する検討を行うため、まつもと市民芸術館芸術監督制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 市民芸術館の方向性を整理・検討すること。
- (2) あるべき姿を具現化する「芸術監督制」に関すること。
- (3) 芸術監督候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化・芸術に関する有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、市長に答申するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の中から市長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、必要に応じて第2条各号に規定する事項に関して意見を聞くため、オブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光部文化振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。